

会員各位

鹿児島県行政書士会 会長 鎌田 敬



会則改正の認可について

平成27年度本会定時総会にて可決された本会会則改正につき下記の通り県知事認可となりました。

[記]

指令市町村第1号

鹿児島県行政書士会

平成27年6月5日付けで申請のあった鹿児島県行政書士会会則の一部変更については、行政書士法（昭和26年法律第4号）第16条の2の規定により、申請のとおり認可します。

平成27年6月17日

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎



[参考]改正が認可された会則の新旧条文対照表

① 会則第23条関係

改正前	改正後
第23条 本会に次の役員を置く	第23条 本会に次の役員を置く
(1) 会長 1人	(1) 会長 1人
(2) 副会長 3人以内	(2) 副会長 3人以内
(3) 理事 10人以上 <u>20人</u> 以内	(3) 理事 10人以上 <u>22人</u> 以内
(4) 監事 3人以内	(4) 監事 3人以内

② 会則第3条関係

改正前	改正後
第3条 (略) <u>(17)</u> その他本会の目的を達成するために必要に事項。	第3条 (略) <u>(17)</u> 官公署からの受託事業に関する <u>と</u> 。(加入) <u>(18)</u> その他本会の目的を達成するために必要に事項。

③ 会則56条、58条関係

改正前	改正後
<p>第56条 企画開発部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 報酬額の調査研究及び基準算定に関する事項。</p>	<p>第56条 企画開発部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 報酬額の調査研究。(以下削除)</p>
<p>第58条 第1業務部、第2業務部及び第3業務部においては、それぞれ規則で定める業務の範囲内において、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 報酬基準の適切な運用のための調査に関する事項。</p> <p>(略)</p>	<p>第58条 第1業務部、第2業務部及び第3業務部においては、それぞれ規則で定める業務の範囲内において、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 削除</p> <p>&lt;現行の(5)の内容を削除し、(6)以下を繰り上げ&gt;</p> <p>(略)</p>

以上

- <使用した職務上請求書の番号は事件簿に必ず記録しなければなりません>
- <戸籍・住民票の請求のみを目的として職務上請求書を使用することはできません>
- <作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています>
- <鹿児島県暴力排除の条例を遵守します>